第12次田辺市交通安全対策会議委員・特別委員

1　委員（条例第３条第３項）

委員定数（条例第３条第４項）　20名以内

(1) 第１号委員（国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者）　３名

近畿地方整備局紀南河川国道事務所長

近畿地方整備局紀南河川国道事務所田辺国道維持出張所長

田辺労働基準監督署長

(2) 第２号委員（和歌山県の職員のうちから市長が委嘱する者）　４名

和歌山県西牟婁振興局長

和歌山県西牟婁振興局建設部長

和歌山県西牟婁振興局健康福祉部長

和歌山県教育庁紀南教育事務所長

(3) 第３号委員（和歌山県警察の警察職員のうちから市長が委嘱する者）　２名

和歌山県田辺警察署長

和歌山県新宮警察署長

(4) 第４号委員（市職員のうちから市長が指名する者）　８名

田辺市副市長

田辺市企画部長

田辺市総務部長

田辺市保健福祉部長

田辺市商工観光部長

田辺市農林水産部長

田辺市建設部長

田辺市教育次長

(5) 第５号委員（教育長）　１名

田辺市教育長

(6) 第６号委員（消防長）　１名

田辺市消防長

2　特別委員（条例第５条）　１名

ＪＲ西日本紀伊田辺駅長